

令和3年度 社会福祉法人緑仙会 事業計画

社会福祉法人緑仙会は、「利用者一人ひとりの尊厳と権利を守りながら、その主体性及び自己決定を尊重した支援を行い、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現を目指す」との経営理念の下、障害福祉サービス事業に係る仙台市の指定管理者及び障害者相談支援事業に係る仙台市の受託者としての役割を着実に果たすとともに、相談支援事業と訓練系・就労系の障害福祉サービス事業の一体的運営を図り、利用者一人ひとりの状態や希望を尊重した支援を充実させるとともに、職員にとって魅力ある職場づくりにも留意しながら障害福祉の向上に取り組んできています。

しかしながら、昨年来の新型コロナウイルスの流行拡大により、ウインディ広瀬川における、入院中の精神障害者に対する体験利用への取組、パルいずみ、パル三居沢の生産活動、さらに実習生の受入等、事業活動に少なからぬ影響が生じましたが、何よりも職場内における感染予防対策を徹底させ、利用者の皆さんにとって安全で安心な場所づくりに取り組んできているところです。

令和3年度は、第4次中期経営計画の策定、仙台市の指定管理の申請時期を迎えており、経営計画策定の具体的な取組を行うとともに、8月下旬には指定管理申請を行う予定となっています。

改めて、現在の指定管理に関する課題を組織全体で共有しながら、新たな指定管理の獲得に向け取り組むとともに、今後5年間の事業を展望し、継続的事業運営に繋げてまいります。

また、「ハラスメント防止に関する基本指針」を、法が求める期限を前倒しして定め、職場におけるよりよいコミュニケーションの醸成をはかり、さらに「心の健康づくり」を中心とした健康経営を目指し、職員一人ひとりが生き活きと、創造性豊かな事業活動の展開に努めながら、法人と職員がともに成長し続ける職場づくりを通して、利用者の皆さまはじめ誰もが安心して暮らせる地域づくりに邁進してまいります。

1 経営理念と基本方針等の遵守

第3次中期経営計画に定める以下の経営理念等を遵守し、実践します。

【経営理念】

利用者一人ひとりの尊厳と権利を守りながら、その主体性及び自己決定を尊重した支援を行い、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【経営方針】

地域の福祉課題を踏まえた障害福祉サービスを実施し、経営組織体制の強化及び事業運営の透明性向上に取り組めます。

【ビジョン】(2025年時点における当法人のあるべき姿：目標)

◆ ビジョン①

精神障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう支援の充実が図られている。

◆ ビジョン②

社会福祉法人として地域における福祉課題に積極的に取り組んでいる。

◆ ビジョン③

仙台市の外郭団体として適切な法人運営がなされている。

【私たちの行動基準】

- ◇ 私たちのいる場所は「安全で安心」な場所です
- ◇ 私たちは利用者一人ひとりの「想い」に寄り添い協働します
- ◇ 私たちが目指すのは誰もが「笑顔」で暮らせる地域です
- ◇ 私たちは共に「学び」・「成長」し続けます
- ◇ 私たちの意思決定と行動はいつでも誰にでも説明できます

2 組織

(1) 評議員会・理事会

定款等の重要事項を決定する評議員会、法人の業務執行の決定を行う理事会を、次の日程により開催する。ただし、必要がある場合はその都度、それぞれ臨時会を開催する。

評議員会	6月22日(火) 13:30～ 場所未定			
理事会	第1回 日時・場所	第2回 日時・場所	第3回 日時・場所	第4回 日時・場所
	6月4日(金) 15:00～ パルいずみ	9月中旬 15:00～ 場所未定	12月中旬 15:00～ 場所未定	3月下旬 15:00～ パルいずみ

(2) 評議員選任・解任委員会

今年度が評議員の改選期であることから、6月22日に開催される評議員会後に委員会を開催する。

(3) 苦情解決体制

利用者や家族の皆さんからの苦情解決のため、法人内に苦情解決責任者を置くとともに、公正を期すため第三者委員を任命して、解決にあたる。

(4) 管理者会議等

① 管理者会議・支援係長会議

着実な業務執行に資するため、それぞれ原則として月1回開催する。

② 委員会

ア 安全対策委員会

- ・事故防止、安全衛生その他安全管理に係る事項及び快適な職場環境づくりの検討

- ・原則として毎月1回開催

イ 広報委員会

- ・法人ホームページ、広報誌等法人の情報発信に係る事項の検討
- ・利用者確保や法人周知活動に向けた広報資料の検討・作成
- ・原則として毎月1回開催

(5) 組織及び職員体制

別紙のとおり

3 事業運営とその目標

(1) ウィンディ広瀬川（自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練、短期入所事業所）

利用者一人ひとりの生活課題や目標に応じ、多様な生活訓練プログラムを提供しながら、本人が希望する地域生活への移行を支援する。

（中期経営計画目標：自立訓練1日平均利用者数15人、短期入所延べ利用者数630人）

(2) パルいずみ（就労移行支援事業所）

「就労プログラムの確実な実施」、「個別に対応した就労支援体制の充実」、「職場定着支援の充実」などを通じ、利用者一人ひとりの状態や希望に沿ったサービス提供及びきめ細かい支援を行うことにより、雇用実績を上げる事業所づくりを目指す。

（中期経営計画目標：1日平均利用者数5人、延べ利用者数1,200人）

(3) パルいずみ（就労継続支援B型事業所）

就労移行支援を併設する多機能事業所の特長を活用しながら、利用者一人ひとりの状態や希望に沿ったサービスを提供する。また、生産活動内容及び作業指導の充実を図るとともに、生産性を高められるよう作業環境の整備を進め、利用者がやりがいを感じながら、工賃向上を図ることを目指す。

（中期経営計画目標：1日平均利用者数22人、延べ利用者数5,280人）

(4) パル三居沢（就労継続支援B型事業所）

利用者一人ひとりが安心して通所し、自らの目標に向けて活動できるよう個別支援計画を丁寧に見直すことにより、きめ細やかな支援を行うとともに、他の施設では受入れが困難な重度の障害者を積極的に受け入れる。併せて、提供する作業種目の充実を図り、工賃向上を目指す。

（中期経営計画目標：1日平均利用者数19人、延べ利用者数4,560人）

(5) ほっとすぺーす

① 障害者相談支援事業

当事者や家族からの支援希求が弱く、多領域にわたる複雑な生活課題のある障害者に対し、関係機関と連携しながら積極的な支援を行う。また、青葉区自立支援協議会に参画し、重点的に関わる対象者への支援体制作りにもって運営の中心を担っていく。

② 計画相談支援事業

障害福祉サービスを利用する対象者の中で、特に対応困難なケースを中心にサービスの利

用調整を行い、地域生活を支援する。

4 本年度の主な事業

事業遂行にあたっては、感染症対策に十分留意し取り組んでいく。

(1) 精神障害者支援の推進

① 地域生活への移行の推進

- ア 入院中の精神障害者の退院に向けた相談と調整、退院後の地域定着等の支援（ほっとすぺーす）
- イ 入院中の精神障害者に対する体験利用の実施、相談支援事業所と連携した体験宿泊の受入による新規利用の促進（ウインディ広瀬川）
- イ 退所者へのアフターケアによる地域生活支援（ウインディ広瀬川）
- ウ 生活訓練から地域生活への移行支援（ウインディ広瀬川）
 - ・ 集団プログラム、個別支援プログラムによる生活訓練を通じ地域生活への移行を支援
 - ・ 地域生活移行後の訪問等の支援

② 地域生活支援の充実

- ア 地域で困難を抱えながら生活している精神障害者やその家族への相談、同行等の支援
(ほっとすぺーす)
- イ 計画相談支援（ほっとすぺーす）
 - 精神障害者が適切なサービス提供を得るため、関係機関と連携したサービス等利用計画の作成と定期的振り返りによる支援
- ウ 短期入所（ウインディ広瀬川）
 - 単身生活を送っている精神障害者、精神障害者の同居家族の休息のためのショートステイ
- エ 災害時の福祉避難所の開設（ウインディ広瀬川、パルいずみ、パル三居沢）

③ 就労支援の強化

- ア 就労移行支援・就労後の職場定着支援（パルいずみ）
- イ 就労継続支援 B 型事業による多様な就労機会の提供（パルいずみ、パル三居沢）
 - ・ 下請作業、外部作業、自主製品制作により、利用者一人ひとりの目標や状況に応じた就労機会を提供する。
 - ・ 一般就労希望者に対する情報提供等による目標達成に向けた支援
- ウ 工賃向上へ向けた取り組み（パルいずみ、パル三居沢）
 - 安定受注の確保、品質の向上とともに新たな自主製品の開発に取り組む。
- エ 利用者増のための PR 等の強化

④ 精神障害者の高齢化に伴う支援の充実

- ア 就労継続支援 B 型事業における高齢精神障害者の受入れと支援（パルいずみ、パル三居沢）
- イ 相談支援事業における高齢精神障害者への支援（ほっとすぺーす）

⑤ 相談支援（ウインディ広瀬川、パルいずみ、パル三居沢）

随時面談、定期面談さらに家族面談などにより、利用者の意向を十分に把握しながら適切な支援につなげる。

⑥ 福祉政策を検討する各種協議会等への参画と提言

仙台市障害者自立支援協議会等の活動への積極的な参加

(2) 地域における公益的取組の推進

① 地域において生活する障害者等への支援

地域の関係団体と連携しながら、地域で生活しながら困難を抱えている障害者や家族等への訪問・見守りなどを行う。

② 精神障害者支援のための地域への啓発活動

精神障害や精神障害者福祉についての理解を深めてもらえるように啓発活動を行うとともに、より具体的な活動について検討を加え実施に向け取り組む。

③ 福祉専門職の人材育成のための実習生受入れ

各種教育機関と連携し、精神保健福祉援助実習や精神看護学等の実習生を積極的に受け入れ、地域の福祉人材の育成に寄与する。

(3) 法人運営基盤の強化

① 第4次中期経営計画（令和4年度～令和8年度）の策定

計画策定のため、係長を中心としたプロジェクトチームを設置し、全職員参加のもと、計画素案を策定し、理事会で協議決定していく。

② 財務規律の強化

ア 健全な財務規律の確立

「利用者数及び収入の増加に向けた行動計画」に基づく目標達成に向けた取組を推進する。

イ 自主事業の実施（福祉専門職の人材育成等）

福祉専門職の人材育成のための実習生受入れ、計画相談支援事業の実施

ウ 新規事業のための調査研究

② 職員の人材育成

- ・法人職員研修の実施（概ね2か月に1回、年6回）
- ・仙台女性リーダー・トレーニング・プログラムへの参加
- ・職員の専門性向上のための他団体研修参加
- ・人事評価の実施

③ 組織統治（ガバナンス）の確立

ア 組織の透明性と信頼性の確保

- ・広報委員会の運営（原則月1回）
- ・広報誌の発行
- ・情報公開の充実
- ・HPのリニューアル
- ・グループウェアの活用による情報共有
- ・「私たちの行動基準」の取組推進

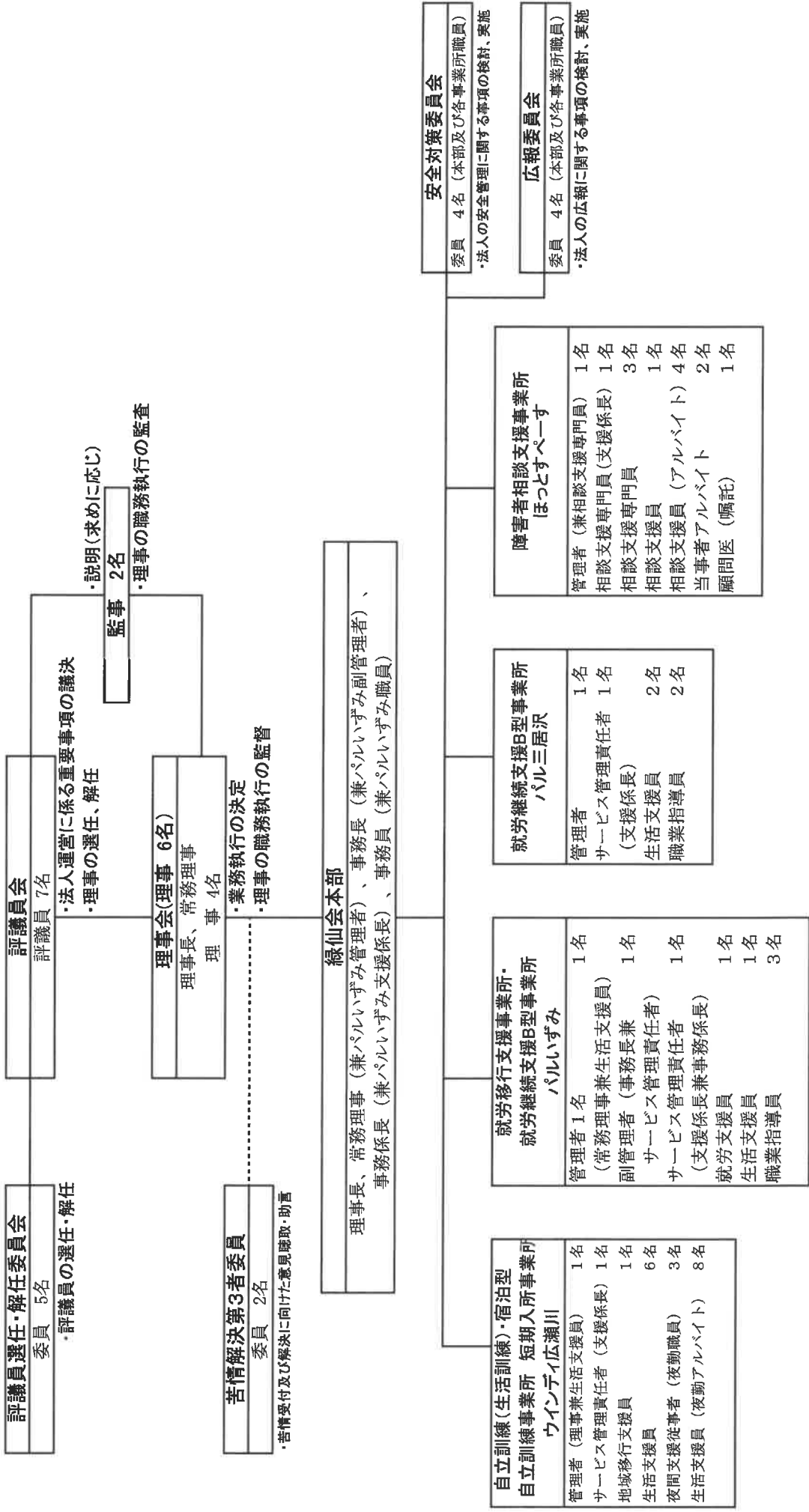
イ リスクマネジメントの推進

- ・ハラスメントのない職場づくりの推進
- ・安全対策委員会の運営（原則月1回）
- ・個人情報の保護
- ・防災訓練（各事業所における消防訓練2回、総合防災訓練1回）
- ・役員賠償責任保険への加入

ウ 健康経営の推進

- ・「心の健康づくり」を中心とした職員の健康づくりの推進と「健康職場づくり宣言」の登録
- ・メンタルヘルスチェックの実施
- ・定期健康診断と健康診断結果に基づく事後指導の実施

令和3年度社会福祉法人緑仙会組織及び職員体制



令和3年度 自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練事業所ウインディ広瀬川事業計画

I 事業内容

1. 自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練事業

（1）生活訓練

新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底しながら、自立的な生活ができるようになるために、年間計画として全体で実施するもの及び自由参加形式や少人数によるプログラム等、個々の利用者の特性に応じた、地域生活で活用できる効果的な生活訓練プログラムを提供する。また、アンケート結果に基づき、利用者の希望に沿った訓練プログラムを検討し、実施する。

（2）宿泊訓練

規則正しい生活習慣を身に付ける。

（生活リズムの確立、衛生面の習得、服薬管理、金銭管理、余暇支援）

（3）地域生活への移行支援

退所後の地域生活への移行が円滑に行えるよう支援する。

（退所先住居の確保、生活保護等の相談・申請、必要な在宅福祉サービスの導入）

（4）面接相談

日常生活上の相談に応じ、目標をもって生活訓練に取り組みながら、社会生活への意欲を高めていけるようにする。

（随時面接、定期面接、家族面接）

（5）健康管理

利用者の健康の維持、増進を目的に行う。

（仙台市が実施する各種健診の情報提供、体重及びバイタルチェック、健康教育、食事指導）

（6）退所者へのアフターケア

退所者が安心して地域生活を送れるように、退所後3か月間アフターケアを行う。

（訪問サービス、電話相談、面接相談、関係機関との連絡調整）

（7）実習生の受入れ・指導

福祉専門職、教員等の養成に協力するため、実習指導施設として新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、在仙の大学、専門学校等から実習生を受け入れ、指導する。

（精神保健福祉援助実習、精神看護学実習等）

（8）仙台市の協議会への参加

仙台市障害者自立支援協議会、青葉区障害者自立支援協議会及び地域移行推進連絡会等に参加する。

2. 短期入所（ショートステイ）事業

在宅の精神障害者と同居する家族が居宅での援助等が一時的に困難になった場合又は単身生活を

営む精神障害者が休息等を希望する場合に、原則として、障害福祉サービス受給者証に記載されている支給量の範囲内で居室、食事その他の施設機能を提供する。

3. 地域移行支援事業における体験宿泊支援、地域定着支援事業における一時滞在支援

相談支援事業所が実施する地域移行支援事業における体験的な宿泊支援、地域定着支援事業における一時的な滞在支援について、受入機関として実施協力する。

4. 勤務体制

常勤職員：（4週を平均して週38時間45分）

日勤 8：30～17：15

遅番 12：15～21：00

嘱託職員：（4週を平均して週30時間）

夜勤 20：00～翌朝9：00

夜勤アルバイト 20：00～翌朝9：00

5. 会議

《職員会議》

（1）開催：隔週1回

（2）内容：利用者の状況・支援に関する事、事業所の運営に関する事、連絡事項

《利用判定会議》

（1）開催：利用申込があり次第随時

（2）内容：新規利用申込者の利用に関する事

《個別支援計画策定会議》

（1）開催：利用者の利用開始時、個別支援計画の変更時

（2）内容：利用者の個別支援計画の策定

《中間評価会議、更新時評価会議、終了時評価会議》

（1）開催：個別支援計画の中間経過時、利用の更新時及び終了時

（2）内容：個別支援計画の中間評価、更新時評価、終了時評価

《ケース検討会》

（1）開催：年3回

（2）内容：協力医を招き、利用者支援について検討

令和3年度 就労移行支援事業所 パルいずみ事業計画

1. 事業内容

(1) 就労支援

①就労プログラムの実施

【事業所内プログラム】

□基礎訓練

- (①ミーティングの司会・②睡眠日誌・③発声練習・④文字の書き取り・漢字の読み書き
⑤計算問題・⑥パソコン入力(ワード 12 コース)(エクセル 6 コース))

□講義 就労支援シート (24回)

- ・ステップ1 就労に向けた動機付け (7回)
- ・ステップ2 就労に関わる法律 (7回)
- ・ステップ3 就労に必要なビジネスマナー (10回)

【事業所外プログラム】

外部作業・販売会への参加・ハローワークでの求職登録等、求職活動支援(同行)・
職場見学及び実習(同行)

【個別プログラム】

少人数定員の強みを活かし、一人ひとりの障害特性や能力、課題に合わせて求職活動を行えるよう個別性を重視したプログラムを作成、実施。(模擬面接やリクルートスーツ購入の同行、通勤路の確認等)

②ハローワーク仙台・仙台市障害者就労支援センター・宮城県障害者職業センターとの連携に努める。

- ・一人ひとりの希望に沿った就労ができるよう企業見学や職場実習を行い、職種とのマッチングを図る。
- ・企業や関係機関と連携した支援体制を作る。

③就労後の職場定着支援を行う。

- ・アフターケア体制を継続し、職場定着を図る。

(2) 作業訓練(下請作業・自主製品)

基本的な体力と応用力を身につけ、また、作業を通してコミュニケーション能力の向上を図る。

①下請作業の実施、自主製品の制作、販売への参加を図る。

②個々のニーズや能力に合った作業の提供を行う。

③作業場面で役割を持つことや他者と協力することにより、責任感や社会性を身に付けられるよう支援する。

(3) 相談支援

パルいずみ就労継続支援B型事業所とともに行う。

(4) 健康管理

パルいずみ就労継続支援B型事業所とともに行う。

(5) 余暇支援

パルいずみ就労継続支援B型事業所とともに行う。

(6) 実習生の受入れ・指導

パルいずみ就労継続支援 B 型事業所とともに行う。

(7) 就労アセスメントの実施

就労経験がない方が就労継続支援 B 型の利用を希望する際に行う就労アセスメントを実施する。

(8) 利用者増のための PR の強化

2. 勤務体制

常勤職員：(週 38 時間 45 分) 8 : 30 ~ 17 : 15

嘱託職員：(週 30 時間) 9 : 00 ~ 16 : 00

3. 会議

パルいずみ就労継続支援 B 型事業所の会議に対応し、ともに行う

令和3年度 就労継続支援B型事業所 パルいずみ事業計画

1. 事業内容

(1) 生産活動（目標平均工賃月額：16,500円以上）

①下請作業

- ・DM封入、ラベル貼り
- ・生薬袋詰め
- ・箱折
- ・データ入力 等

②自主製品制作

- ・ビーズ製品（アクセサリ、ストラップ等）
- ・手芸製品（アクセサリ）

③外部作業

- ・外部事業所における補助業務
- ・ATM清掃

(2) 相談支援

(3) 就労支援

(4) 重度の障害や精神障害をもつ高齢者への支援

(5) 健康管理

- ①各區で実施する各種健診の情報を提供する。
- ②軽運動（ラジオ体操・ストレッチ）を実施する。
- ③健康維持に向けた助言等の支援を実施する。
- ④定期的に体重・血圧・脈を測定し、自己管理意識を高める。

(6) 余暇支援（行事・レクリエーション）

利用者間や職員との交流など事業所内全体の親睦を深めるとともに、生活のゆとり、暮らしの幅を広げることを目的に、利用者の希望を反映させた季節の行事やレクリエーションを企画する。

(7) 実習生の受入れ・指導

(8) 仙台市の協議会への参加

仙台市障害者自立支援協議会及び区障害者自立支援協議会が実施する会議等へ参加する。

(9) 利用者増のためのPRの強化

2. 勤務体制

常勤職員：(週38時間45分) 8:30～17:15

嘱託職員：(週30時間) 9:00～16:00

3. 会議

《スタッフミーティング》

(1) 開催：日2回（午前・午後）

(2) 内容：①1日の予定確認

②利用者の状況確認

③連絡・報告事項

④その他必要事項

《職員会議》

(1) 開催：月1回を基本とし、必要により随時開催する。

(2) 内容：①利用者の状況・支援に関する事。

②事業所の運営に関する事。

③検討事項の協議

④工賃向上に関する事項

⑤その他必要事項

《利用判定会議》

(1) 開催：利用申込があり次第随時

(2) 内容：新規利用申込者の利用に関する事。

《個別支援計画策定会議》

(1) 開催：利用者の利用開始時、個別支援計画の変更時

(2) 内容：利用者の個別支援計画の策定

《中間評価会議、更新時評価会議、終了時評価会議》

(1) 開催：個別支援計画の中間経過時、利用の更新時及び終了時

(2) 内容：個別支援計画の中間評価、更新時評価、終了時評価

1. 事業内容

(1) 生産活動（目標平均工賃月額：14,000円以上）

①事業所内受託作業

- ・医療用コルセット組立て
- ・企業広告等の封入・封緘
- ・箱折り
- ・大崎八幡宮どんと祭で使用される紙垂制作など

②事業所外受託作業

- ・清掃作業
- ・除草作業
- ・刈り草収集作業

③自主製品制作

- ・手芸製品（アクリルたわし、帽子など）
- ・ストラップ

(2) 相談支援

(3) 就労支援

(4) 重度の障害や精神障害をもつ高齢者への支援

(5) 健康管理

①各区で実施する各種健診の情報提供

②軽運動（ラジオ体操・ストレッチ）を実施

③健康維持に向けた助言指導

④健康に関する自己管理意識の動機づけ（体重、血圧、脈の測定）

(6) 余暇支援（行事・レクリエーション）

利用者間や職員との交流など事業所内全体の親睦を深めるとともに、生活のゆとり、暮らしの幅を広げることを目的に、利用者の希望を反映させた季節の行事やレクリエーションを企画する。

(7) 実習生の受け入れ・指導

2. 勤務体制

常勤職員：(週38時間45分) 8:30～17:15

嘱託職員：(週30時間) 9:00～16:00

3. 会議

《スタッフミーティング》

(1) 開催：毎日2回（午前、午後）

(2) 内容：①1日の予定確認

②利用者の状況確認

③連絡・報告事項確認

④その他必要事項確認

《職員会議》

- (1) 開催：月1回を基本とし、必要により随時開催
- (2) 内容：①利用者の状況・支援に関する事
②事業所の運営に関する事
③懸案事項の協議
④工賃向上に関する事項
⑤その他必要事項

《利用判定会議》

- (1) 開催：利用申込があり次第随時
- (2) 内容：新規利用申込者の利用に関する事

《個別支援計画策定会議》

- (1) 開催：利用者の利用開始時、個別支援計画の変更時
- (2) 内容：利用者の個別支援計画の策定

《中間評価会議、更新時評価会議、終了時評価会議》

- (1) 開催：個別支援計画の中間経過時、利用の更新時及び終了時
- (2) 内容：個別支援計画の中間評価、更新時評価、終了時評価

令和3年度 障害者相談支援事業所 ほっとすぺーす事業計画

1. 事業内容

障害者相談支援事業

(1) 障害者相談支援業務

①福祉サービスの利用援助事業

サービス利用に関する情報提供や助言、利用申請の援助、その他必要な保健医療サービス等の利用援助。

②社会資源を活用するための支援事業

福祉施設等の紹介、福祉機器の利用助言、住居の紹介、生活情報の提供。

③社会生活力を高めるための支援事業

自分と障害についての理解、家族関係、人間関係、介助サービスと介助者、身だしなみ、健康管理、家事・家庭管理、服薬管理、金銭管理、安全管理、生活情報の活用、交通・移動手段の利用、趣味・余暇活動、人生設計等についての総合的な相談支援。

④専門機関の紹介事業

障害者のニーズに応じた各種専門機関の紹介やそれらの機関との連携した取り組み。

⑤障害者ケアマネジメントに関する事業

障害者ケアマネジメントの実施、区保健福祉センター等関係機関との連携による相談支援の展開、青葉区自立支援協議会への参画と運営、指定特定相談支援事業所による計画相談支援、指定一般相談支援事業所による地域移行支援、地域定着支援等が円滑に実施されるための調整、地域づくりのための取り組み。

⑥地域住民等に対する普及啓発に関する事業

事業所の相談支援における実践を通じて、社会資源の活用・開発、地域課題の把握。

⑦その他生活支援に関すること

公的手続き等の日常的な問題や個人々の悩み、不安、孤独感の解消を図るための相談活動の実施。

⑧障害者同士が自主的に交流できる場や地域住民との交流を図るための場を提供する事業

フリースペースとしてのサロンの場の提供、利用者の個別相談の実施。

(2) 障害者虐待の防止に係る業務

関係機関と連携して障害者虐待の防止に向けた支援の実施。

(3) 障害を理由とする差別の解消に係る業務

差別に関する相談を受け付け、関係機関と連携して差別等の解消に向けた相談支援の実施。

指定特定相談支援事業

障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、定期的なモニタリングの実施等により計画相談支援を行う。

指定一般相談支援事業

(1) 地域移行支援

精神科病院に長期で入院中の障害者への退院支援として、宿泊体験等を取り入れながら地域移行支援を行う。

(2) 地域定着支援

長期入院の後、退院した障害者に対して、安心した地域生活を継続することができるよう地域定着支援を行う。

指定障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用する障害児に対して、障害児支援利用計画を作成し、障害児が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行う。

2. 勤務体制

常勤職員	(4週を平均して週38時間45分)	8:30~17:15
嘱託職員①	(4週を平均して週38時間45分)	8:30~17:15
	②(4週を平均して週30時間)	9:00~16:00
アルバイト	土曜	10:00~17:00
当事者アルバイト	火、木曜	12:30~16:30

3. 会 議

《職員会議》

- (1) 開催：隔週1回
- (2) 内容：①事業所の運営に関すること。
②連絡報告事項
③検討事項の協議
④その他事業所運営に必要な事項

《個別支援会議》

- (1) 開催：隔週1回
- (2) 内容：①利用者の支援状況・支援方針に関すること。
②計画相談支援及び地域相談支援に関すること。
③ケース検討に関すること。

《ケース検討会》

- (1) 開催：年4回
- (2) 内容：顧問医参加による対応困難事例のケース検討